

## 【 令和6年12月定例会 総務建設委員会録 】

開催日時 令和6年12月12日（木） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第47号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第48号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例  
議案第49号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第50号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第51号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第56号 財産の無償譲渡について  
議案第59号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

出席者

出席委員 岡田行弘委員長・嶋田英副委員長  
福永広次委員・生駒三雄委員  
成川満委員・一ノ瀬敦子委員  
川島強委員

児嶋清秋議長

当 局

経営管理部 宮崎三穂子部長・早川ちひろ理事  
御前一晃理事・山本芳規経営企画課長  
福永晃久病院企画室長・中尾一之防災安全課長  
桃井克博秘書広報課長・吉野清誠総務課長  
福田典久デジタル推進室長・大浦秀和税務課長  
濱口 裕総務係長・嶋田真也人事係長  
中川真一収納係長

市民福祉部 上田敏寛部長・山崎希恵高齢介護課長  
土井万喜子高齢者支援係長

経済建設部 石井滝称ふるさと創生室長・児嶋利樹産業振興課長  
児嶋信毅建設課長・筋原章都市整備課長  
南村啓太商工観光係長・中尾幸平庶務係長  
志水公平工務係長・北裏展之計画整備係長  
嘉藤峰征公共建築係長

消 防 本 部 鎌田利宏消防長・武田一之次長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○岡田委員長： ただいまから、総務建設委員会を開会いたします。これより議事に入ります。「議案第47号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○吉野総務課長： 議案第47号  
有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○岡田委員長： 次に、「議案第48号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○吉野総務課長： 議案 第48号  
有田市特別職給与条例の一部を改正する条例の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○岡田委員長： 次に、「議案第49号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の説明」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○吉野総務課長： 議案 第49号  
有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

## する条例の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 成川委員： 差額の支給予定日はいつですか。
- 吉野総務課長： 今のところ年末、12月27日を予定してございます。
- 委 員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 岡田委員長： 次に、「議案第50号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

- 吉野総務課長： 議案 第50号  
有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 川島委員： この任期付職員は何人ぐらいいるのか。
- 吉野総務課長： 2名でございます。
- 委 員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 岡田委員長： 次に、「議案第51号 有田市漁業集落排水事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

- 児嶋産業振興課長： 議案 第51号  
有田市漁業集落排水事業の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 成川委員： 今回のこの料金改定によって、来年度また新しい予算設定しないといけない。どれぐらいの増収になりますか。
- 児嶋産業振興課長： 令和5年度の実績と使用量がかわらないという想定で試算いたしますと、48万5,359円の増収となる見込みでございます。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委 員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○岡田委員長： 次に、議案第56号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○吉野総務課長： 議案 第56号  
財産の無償譲渡についての説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○成川委員： もともと長寿荘と関係のない所であったということか。

○吉野総務課長： 経過をいろいろ調べてみましたら、有田市が長寿荘の敷地を買う際の地積測量図というのがございまして、そちらを拝見しますと、その当時の公図と比較しましたら、城氏の耕作されている畑の部分が含まれていないということがわかりました。その部分は有田市に所有権がないということになります。ただ登記簿上は、所有者は有田市になっておりますので、ちょっとこのあたり難しいですけれども、登記簿上は有田市の名義にはなっておりますが、有田市に所有権がなく、そこは城氏の土地であるということです。これについては、顧問弁護士にも確認をしております、ここは有田市の土地であるというのを主張して、相手さんから訴訟をされた場合は、裁判では有田市は完全に負けますよと、そういうことも確認しております。今回の件については、無償譲渡で城氏に譲渡していきたいと考えております。

○成川委員： 地籍訂正でいかないのか。

○吉野総務課長： 本来であれば、真正な登記名義の回復という手続が、第一義的な手続としてはあるのかなというふうなことも確認しております。この件については、法務局での手続になるのですけれども、かなりの労力と時間を要すると弁護士からも確認しております。これでいくと、即刻その名義を城氏のほうに渡すのには、今回の地籍調査を経て分筆した57番地4と57番地6を城氏に明け渡すのがスピーディーでいいのではないかと、そのようなアドバイスもいただいております。

○成川委員： 弁護士がそういう見解であるのでということなんだけれども、市の立場と民間の人の立場は違うので、これが逆だったらどうだったのかと思ったので。

もう1点。タイトルに財産の無償譲渡についてと書いてるから、全部にかかることだと思うが、記以下に譲渡の対価無償と記載しなくてもいいんやな。文章の作り方。

○吉野総務課長： この議案の体裁については、以前宮原町にある駐在所の土地を自治会に無償譲渡する際の議案を参考にさせていただいております、そこには対価無償と記載がなかったものですから、それを参考に議案を作成させていただいております。

○成川委員： 前例があるということやけど、素人目にタイトルは財産の無償譲渡やけども、その内容ということについて、3番あたりで対価は無償とすると入れたほうがわかりやすいような気がする。これでいいんだったらいいです。終わります。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○岡田委員長： 次に、「議案第59号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○大浦税務課長： 議案 第51号

和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山  
地方税回収機構規約の変更についての説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○生駒委員： 参考に聞きたいんですが、森林環境税を滞納し回収するという事例は、今のところないのか。

○大浦税務課長： 令和6年度からの新規課税でございますので、令和6年度当初での滞納額はございません。

○生駒委員： 森林環境税と紀の国森づくり税の目的と用途、どういうところに使っているか教えてほしい。

○大浦税務課長： 国税である森林環境税の目的、趣旨なんですけれども、温室効果ガスの排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備などに必要な地方財源を確保するために、国税である森林環境税が創設されたということです。これは令和6年度から課税されております。

続きまして紀の国森づくり税、こちらは県税でございます。目的としましては、県土の保全等の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくということでございまして、平成19年度から課税されてございます。現時点では令和4年度から5年間の延長が県のほうで決定されていますので、令和8年度までは課税されることが決まっております。

使い道の主な違いとしまして、国税である森林環境税は、市町村が行う人工林の間伐、木材利用の促進などに使われます。森林整備によって温室効果ガスを減らしたり、木材利用によって国産材の需要を増やすということが、主な使い道です。

紀の国森づくり税としましては、小中学生を対象とした緑育活動など県が取り組む事業でありますとか、県が実施する防災上必要な集落周辺の森林整備、国の制度対象外の間伐をするなどがございます。ほかには公募により団体が企画する里山を再生するための広葉樹の植栽、森林の機能を学ぶ木工体験など、県のほうで使い道のすみ分けをしていると聞いてございます。

○生駒委員： 目的はよくわかったが、同じような使い道で、和歌山県は500円ふいに払っている。どれだけ国に納めて、どれだけ有田市に戻ってきているのか教えて。

○大浦税務課長： 今年度徴収される国税の森林環境税につきましては、課税額として約1,230万円程度を見込んでおります。令和6年度に国から有田市に譲与される森林環境譲与税は、322万2,000円を見込んでございます。

この森林環境譲与税の配分の基準としましては、人口・人工林の面積・林業就業者数がございまして、有田市は人工林がゼロということで、人工林割がないということでございます。森林環境譲与税につきましては、人工林の面積が多い市町村でありますとか人口の多い市町村に多く配分されまして、有田市は人工林と林業就業数もほぼないので、森林環

境税として市から国に納める税金よりも森林環境譲与税として譲与される額のほうが少なくなっております。

○生駒委員： 令和5年は300万円ほど戻ってきている。このお金はどうしているのか。

○大浦税務課長： ひとつは基金に積み立てるということでございまして、この森林環境譲与税につきましては、課税より先に令和元年度から譲与が始まっております。

令和5年度の使い道としましては、有和中学校へ木製ベンチ設置、保田保育所の改築時の木製本棚や木製ベンチの設置など、公共建築物の木質化・木造化、国産材製品の購入、県の森林クラウドシステムの負担金の支払いなど、実績としましてはそういうところに使っております。

○生駒委員： 300万円の内訳はそれだけか。

○大浦税務課長： 森林環境譲与税につきましては、建築物などに使った費用以外は、将来使うことも想定して、全額基金に積立しているという状況でございます。

○生駒委員： 何年か基金に積み上げて、1,200万円ほど上納して市へ300万円しか戻ってこないけれども、もっと有効に使えるようなことを考えてもらいたい。例えば、できるのかできないかわからないが、農業のほうに使えるんだったら、森林じゃないけどミカンの木も木だから、拡大解釈かもしれないがそこら辺のことも考えながら、使えるなら市の産業にでも使えるように考えてもらえればありがたいなと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

午前10時49分 閉 会